

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から同年3月2日まで

前に勤めていた会社を昭和44年12月28日に退職し、45年1月1日からA株式会社に雇用され、その日から乗船した。船員保険料は給与から控除されていたので私の船員保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳、昭和45年の夏季手当の給与明細書に記載されている同手当計算の基礎となる勤務日数の記載内容を検証した結果及び同僚の供述から、申立人が、同年1月1日からA株式会社において勤務していたことが認められる。

一方、申立人から提出された給与明細書は、当該明細書において控除されている船員保険料の控除額から昭和45年4月以降の給与明細書であることが推認できるが、同明細書において、組合費が控除されていることが確認できるところ、この組合費の控除について、A株式会社の現在の担当者は、「当社は、ユニオンショップ制を取っており、入社すればすぐに組合への加入手続をしていた。当社の従業員が加入するB組合は、いわゆる労働組合であり、申立期間当時は組合員の雇用条件について時折厳しい指導が入っていたようである。申立人の給与から組合費が控除されていることから考えると、申立人は同組合の組合員であり、当社が雇用した当初から船員保険料を控除していた可能性がある。」と供述している上、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者

名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和44年1月17日から45年5月1日までの期間に同社において船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、供述の得られた23人中11人が、給与から組合費が控除されていることと船員保険への加入の関係について、「組合費が引かれているということは、船員保険の保険料も控除されているはずである。」、「組合が厳しかったので、入社（乗船）すれば、すぐに組合と船員保険には加入していた。」などと供述しており、これら23人について、船員保険被保険者資格の取得日を確認したところ、このうち16人が、また、申立期間当時、申立人と同じ「甲板員」であった者に限って見ると、7人中6人が、それぞれ入社から7日以内に船員保険被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人についても申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の昭和45年3月2日の資格取得時の記録から6万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出のあった申立人に係る「船員保険被保険者資格取得届」の資格取得日及び社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の資格取得日は、いずれも昭和45年3月2日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月及び2月分の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A銀行B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月7日から同年4月7日まで

昭和48年4月7日付けで株式会社A銀行B支店から同社C支店に転勤したが、同社B支店での厚生年金保険の資格喪失日が同年2月7日になっている。転勤は辞令交付の当日まで、当人はもちろん支店長さえ知り得ない人事情報なので、辞令交付の2か月も前に厚生年金保険の資格喪失届を提出することはあり得ない。入力ミスと思われるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった株式会社A銀行C支店への転勤辞令及び行員カード、同社から提出された申立人に係る履歴簿及び「失業保険被保険者転出届受理通知書」の写し並びに申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B支店に継続して勤務（昭和48年4月7日に、同社B支店から同社C支店に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する昭和48年1月の株式会社A銀行B支店における申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、

周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、合資会社A海運における資格取得日に係る記録を昭和46年11月1日に、資格喪失日に係る記録を47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年1月31日まで  
社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間については、加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかしながら、当該期間については船員手帳に乗船した記録があるので、船員保険に加入していたはずであり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において合資会社A海運の所有するB丸に乗船していたことは船員手帳の記録及び同船の船長の供述により確認できる。

また、申立期間当時、同船の乗組員は申立人を含む3人であったことが、申立人及び同船の船長の供述から確認でき、申立人を除く2人は、社会保険事務所が保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿において、当該事業所における船員保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人は船員手帳に記載された乗船期間（当該事業所及びその前身の個人の船舶所有者であるCのときの計5期間）のうち、申立期間を除くいずれにおいても社会保険事務所が保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿において氏名が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、直近の当該事業所における申立

人の船員保険被保険者資格喪失時の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、事業主は死亡しているため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることになるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月29日から45年6月1日まで  
昭和44年6月に、当時の社長に誘われて、それまで勤めていた会社でも同僚であった数人の者と一緒に、1年間の契約でA社に入社した。

入社からちょうど1年後に退社し、申立期間は継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が最初の半年間しか無いのは、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間及び勤務実態に係る申立内容、複数の同僚の供述及び周辺事情から、申立人は、昭和44年6月1日にA社に入社し、申立期間においても継続して勤務していたものと認められる。

また、A社の申立期間当時の役員から、「当該事業所では雇用した正社員は、すべて厚生年金保険被保険者としていた。」との供述があり、さらに、申立人と全く同じ経緯で同時期に入社した同僚5人は、申立人と同様、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、申立期間においても厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和44年12月29日になっていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年12月から45年5月までの保険料についての納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月21日から30年1月1日まで

厚生年金保険期間照会の結果、A塩田で働いていた昭和27年3月21日から30年1月1日まで、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。A塩田は、父親が経営する塩田で、父親が「厚生年金保険に加入させた。」と言っていたにもかかわらず、自分に告げずに1か月で厚生年金保険被保険者資格を喪失させるはずは無い。また、同年1月1日から被保険者資格を再取得したことになるが、元日から再就職することは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和27年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるB組合は、申立期間当時、同組合の管理職であった者の供述、及び同組合と関連のあるC株式会社が編集した記念誌の記述から、D県E郡F町内の塩田を所有する者（塩田所有者の家族であって、当該塩田で働いている者を含む。以下、総称して「組合員」という。）が製造した塩分濃度の高い「かん水」から専売品であった塩を製造しており、同組合の職種は、当該組合員と、同組合が直接雇用する『従業員』及び『工具』があったと推認されるところ、当該管理職であった者は、「同組合では、『従業員』及び『工具』は厚生年金保険に加入させていたが、組合員については、塩田所有者からの申請を受けて、厚生年金保険被保険者資格の取得又は喪失手続をしていたため、組合員に金銭的余裕が無いときには、塩田所有者からの申請により、厚生年金保険被保険者資格を喪失させることもあった。」と供述しており、申立期間当時、同組合の組合員は、必ずしも継続して厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立人の兄の供述から、申立期間当時、B組合の組合員であった申立人の父親が所有する「A塩田」において継続して就労していたことが推認できるが、社会保険事務所が保管するB組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和27年2月1日の前後各1年間に、同組合において被保険者資格を取得している332人のうち、社会保険庁の管理するオンライン記録が確認できた221人について厚生年金保険の加入状況を確認したところ、被保険者記録が継続しているのは12人のみであり、他の209人については、期間は区々であるが、申立期間及び申立期間の前後において未加入期間が見られる上、申立期間中に申立人の氏名は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB塩業組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の父親は、昭和26年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、29年3月31日に同資格を喪失し、30年1月1日に同資格を再取得していることが確認できる上、申立期間当時、父親の塩田で就労していたと供述している申立人の兄は、同年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、同名簿において氏名が確認できない。

加えて、C株式会社が編集した記念誌により、申立期間当時、B組合は組合員が製造し納入した「かん水」の量に応じた「配当金」を塩田所有者に対して支払っていたと推認できる上、申立人は「申立期間当時、給与は無かった。」と供述し、また、申立人の兄も「申立期間当時は、父親の所有する塩田で就労していたが、昭和24年に結婚するまで給与は無く、父親から小遣をもらっていた。」と供述しており、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を、父親又は同組合により控除されていた事実を確認できる資料等は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B組合は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の代表者は既に死亡しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除に関する事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 26 日から同年 5 月 25 日まで  
② 昭和 30 年 1 月 20 日から同年 4 月 26 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社。）C工場には、昭和 28 年 6 月 9 日に就職し、30 年 6 月 16 日に退職するまで、休日以外は休むことなく勤務していたのに、両申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両申立期間当時における家庭環境に関する供述及びA株式会社C工場の状況についての供述から、申立人が同事業所において継続して勤務していたことは推認できるが、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が管理する記録及び社会保険事務所が保管するA製造株式会社C工場の厚生年金保険被保険者名簿において、記録が確認できる同僚のうち、供述を得られた同僚 11 人中 5 人が、両申立期間当時の同事業所における従業員の雇用状況及び厚生年金保険の取扱状況について、「A株式会社C工場では、秋口から正月明けころまでの繁忙期には臨時工を雇用していたが、繁忙期を過ぎると臨時工は解雇していた。」と供述している上、そのうち申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の欠落期間のあることが確認できる同僚は、「中学卒業後、6 か月程度臨時工で勤務した後、いったん退職して失業保険を受給していたが、その後、同事業所に再雇用され正社員になった。」と供述している。

さらに、両申立期間を含む昭和 28 年 6 月 9 日から 30 年 5 月 11 日までの期間にA株式会社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得している同

僚 152 人について、同名簿及び社会保険庁が管理する記録を見ると、申立期間①については 5 人、申立期間②については 30 人が、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが確認できる上、申立人及び当該同僚の厚生年金保険被保険者番号は、同保険被保険者として記録が無い期間の前後で同一の番号であることが確認できることから判断すると、同事業所においては、一部の従業員について、繁忙期には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたが、それ以外の時期には、同保険の資格を喪失させていたことがうかがわれ、申立人についても同様の取扱いがなされたものと推認できる。

加えて、B 株式会社は、「当社は、平成 15 年 10 月 1 日に営業及び商号の譲渡を受けたが、申立期間当時の詳細は不明である。」と回答しており、申立期間当時の雇用状況及び厚生年金保険の取扱状況に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から 56 年 2 月 2 日まで

厚生年金保険被保険者期間照会の結果、株式会社Aで正社員（業務内容：夕食材の宅配）として勤務していた期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から 56 年 2 月 2 日までの期間、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間当時の同僚に確認したところ、他の同僚は昭和 55 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入していると聞いたが、同じように働いていた私だけが 56 年 2 月 2 日から同年 3 月 25 日までの 1 か月しか厚生年金保険に加入していないというのは腑に落ちない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に株式会社Aにおいて勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳において、申立人が、昭和 41 年 4 月 2 日に国民年金被保険者資格を取得したのち、昭和 41 年から 58 年度までの国民年金保険料を完納していることについて、申立人の夫は、「妻がAで勤務するようになったとき、厚生年金保険に加入することから、国民年金については、脱退の手続をしようとしたが、その際、市町村職員から『国民年金と厚生年金保険の双方に加入しておけば、将来受け取れる年金額が増えるため、国民年金にも加入しておいた方が良い。』と言われたので、そのままにしていた。」と供述しているが、国民年金と厚生年金保険の双方に加入することは、制度上不合理であり、市町村職員が当該助言をするとは考え

難い。

さらに、申立期間に申立人が夫の健康保険の被扶養者であったことについて、申立人の夫は「私が勤めていたB病院においては、扶養家族は医療費の負担が軽減されるので、妻を扶養家族から外さず、扶養手当、扶養控除を受けていたが、2年目に追徴金が課されたことから、3年目に被扶養者から外した。」と供述しているところ、申立人は株式会社Aを退職後の昭和57年4月1日から平成18年8月1日までの期間、有限会社Cにおいて、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できるが、このうち、昭和57年4月1日から60年12月9日までの期間について、夫の健康保険の被扶養者であったことが社会保険事務所が保管する夫の同病院における健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認でき、この期間は、申立人の夫が申立人を健康保険の被扶養者から外したとする時期とおおむね一致することから、当該夫の供述は、有限会社Cで勤務していた時期のものと推認され、申立人が申立期間に株式会社Aにおいて、健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得していたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者であることが確認できる昭和56年2月2日から同年3月25日までの間に納付していた同年2月の国民年金保険料の還付を受けているのは平成20年7月18日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは、昭和58年8月31日に適用事業所に該当しなくなっており、法務局の保管する登記簿謄本においても同年8月30日に解散している上、申立期間当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び給与からの厚生年金保険料控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 29 日から 38 年 3 月ごろまで  
② 昭和 55 年 6 月から同年 11 月まで

社会保険庁の記録では、ホテルAでの厚生年金保険被保険者期間が昭和 36 年 11 月 4 日から同年 12 月 29 日までとなっているが、自分の記憶では 38 年 3 月ごろまで勤めたはずであり納得できない。

また、社会保険庁の記録には、B町（C県D市）にあったE株式会社（現在は、F株式会社。）における自分の厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、自分は申立期間②において同社で勤務していたはずであり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が記憶している同僚等からは、申立人が、期間を特定できないが、G株式会社が運営していた「ホテルA」で勤務していた旨の供述は得られたものの、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を昭和 37 年 3 月 21 日付で取得したことが確認できる申立人と同年齢の女性が、申立期間①当時において申立人と同じ部署で勤務していたにもかかわらず申立人を記憶していないと供述している上、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 36 年 12 月 29 日から 38 年 3 月 31 日までの期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち供述が得られた者のすべてが申立人を記憶しておらず、申立人が、申立期間①においてホテルAで勤務していたことは確認できない。

また、G株式会社は申立期間①当時運営していたホテル事業を分離し、昭和 46 年に設立されたH株式会社に引き継いだ。H株式会社は平成 13 年 9

月7日付けで破産宣告を受けた後に17年6月17日付けで破産廃止決定が確定し、同日付けで登記簿が閉鎖されており、申立期間①当時の当該事業所の記録は既に廃棄されていることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態は確認することができない。

さらに、G株式会社が保管する申立期間①当時の健康保険及び厚生年金保険の記録の中にも申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間①当時において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票などの資料は無い。

なお、申立人は、申立期間①当時、「会社に組織改編のようなものがあつたため健康保険証が2度交付された。」旨供述しているが、G株式会社の社史に、申立期間①当時において同社で「組織改編のようなもの」があつたことをうかがわせる記述は無く、事業主及び供述が得られた申立期間①当時の同僚等からも、申立人が主張する事実をうかがわせる内容の供述は得られない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人に対して、2度、健康保険証が交付されたことをうかがわせる痕跡は見当たらない上、申立人に対して同一あるいは別の厚生年金保険被保険者番号が払い出された事実も確認できない。

2 E株式会社及び関係会社等に対する調査の結果、同社は、申立期間②当時にC県内に営業所等は設けていなかったものの、同社が製造する製品の販売を目的として設立されたE株式会社(現在は、F株式会社。)がC県D市B町にD営業所を設けていたことが確認できることから、申立人が申立期間②当時に勤務したと主張している事業所は、E株式会社D営業所と推認される。

しかし、E株式会社が保管する申立期間②当時の厚生年金保険の記録に申立人の氏名は無く、申立期間②当時における当該事業所の人事記録及びF健康保険組合の被保険者記録は既に廃棄されている上、雇用保険の記録においても申立期間②における申立人の加入記録が無いことから、申立期間②当時の申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立期間②当時において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票などの資料は無い。

さらに、当該事業所が申立期間②当時において試用期間を設けていたとして、申立人が当該事業所のD営業所で勤務し始めた経緯に係る供述の中で「当該営業所の所長は、私がI社D支社で勤務していることを承知していた。」旨供述していることを踏まえると、当該事業所が申立人について

被保険者資格を取得させたとは考え難い。

加えて、申立期間②については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、同原票において申立人の記録は確認できず、一方、同原票において健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から24年2月まで

社会保険庁から、年金加入記録回答票が送付され、記録を確認したところ、申立期間の年金の加入記録が無かった。

申立期間当時は、A社で従業員として働いていたので、厚生年金保険に加入してくれているものと思っていた。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立期間当時に存在していたことは、法務局が管理する「旧土地台帳」、B市中央図書館が保管する「B市戸別明細地図（昭和30年当時の状況が収録された住宅地図）」及び戦後間もないころから現在の場所に居住していると供述している近隣住民の供述から確認できること、これらの内容が申立人の主張と整合することから、申立人が当該事業所で勤務していたことは、期間は特定できないものの推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所の事業主であった者と思われる当時の土地の所有者の記録は確認できず、現在の土地の所有者からも申立期間当時の土地所有者の事情は確認できない上、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の事情は確認できない。

さらに、法務局においては、「A社」の商号で登記が行われた法人は確認できない上、社会保険事務所が保管する記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月18日から26年2月1日まで  
年金裁定請求の際、A社（現在は、B社。）に入社してから昭和26年2月1日までの期間が老齢厚生年金の受給期間となっていないことが分かり、疑問に思いながらもあきらめていた。

平成20年5月ごろ、ねんきん特別便が送られてきた際に、改めて社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

しかし、苦勞して仕事をした期間の年金記録漏れに納得がいかないので、申立期間について、老齢厚生年金の受給期間として認められるよう、十分に調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社でC丸に乗船し作業員として勤務していたことは、B社から提出された船員名簿、経歴書及び同僚の供述から確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与支払明細書等の資料は無い。

また、B社では、A社における申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況について、関係資料が無く不明であるとしているが、申立期間当時の複数の同僚が、「昭和26年ごろは、それまでの古い慣習を無くそうとする機運があったので、A社にも労働組合ができ、従業員の身分保障、保険、給料等について交渉していた。」、「会社が、26年2月に作業員も一斉に厚生年金保険被保険者資格の取得手続をしてくれたと思う。」、「組合が会社と交渉した結果、船舶関係の作業員も26年から厚生年金保険の被保険者資格を取得できた記憶がある。」と供述していることから、A社においては、従来は職

員になるまで厚生年金保険被保険者としていなかった作業員について、26年2月から厚生年金保険の被保険者資格を取得させるようになったことが推認される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚を含む多数の従業員が、昭和26年2月1日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、前記供述どおり、当該事業所においては、作業員について同日付で、一斉に厚生年金保険の被保険者資格の取得を行ったことが裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 11 年 12 月まで

申立期間は、A社B支店の建築現場においてC所長のグループの一員として働いてきた。私の身分はD社からの出向ということであったが、A社B支店及びD社のいずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者となっていない。私としては、当然、厚生年金保険に加入していると思っているので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びD社の社長の妻の供述等により、申立人が申立期間において、D社の従業員として、A社B支店が元請となり行っていた建設工事に従事していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁が管理するD社のオンライン記録において申立人の氏名は無い上、申立人が、申立期間において雇用保険に加入していた事実も確認できない。

また、D社は、「申立人については、本人の意向により厚生年金保険の加入手続をしておらず、当該保険料も源泉控除していない。」と回答しており、その上、同社から申立人に対して厚生年金保険及び雇用保険に関する申立人の損害を認め賠償を行う趣旨の調停の申立てを行っている。

一方、申立期間当時の給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いことから、申立人が、D社により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。